

重要

今回提出される平成29年度(28年分)の 市民税・県民税申告書には マイナンバーの記載が必要です！！

申告書には、

マイナンバー(12桁)の記載

申告書にはマイナンバー(個人番号)を記載する欄を設けており、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。



本人確認書類の提示 または写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
※ 控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの本人確認書類は不要です。

+

が必要です

本人確認書類

◇ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
※ マイナンバーカードの写しを添付する場合は、表面および裏面の写しを添付台紙等に貼って、申告書と一緒にご提出してください。



◇ マイナンバーカードをお持ちでない方は

① 番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ

+

② 身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳

などのうちいずれか1つ

- ※ 写しを添付する場合は、①「番号確認書類」の写しと②「身元確認書類」の写しをそれぞれ、添付台紙等に貼って、申告書と一緒にご提出してください。

- 申告相談時や提出時に提示し市職員が確認する場合は、写しの添付は不要です。

- ★ 下記の場合については、申告書ご提出後に市役所税務課から確認のための問い合わせや確認書類の提出をお願いする場合があります。
- ① マイナンバーの記載がない場合
 - ② 確認書類がなく確認できない場合
 - ③ その他マイナンバーに関して対応が必要な場合
- ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。